



府 食 第 5 6 号

平成 2 1 年 1 月 2 9 日

食品安全委員会委員長 小泉 直子 殿

企画専門調査会座長 早川 堯夫

平成 2 1 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について

標記について、平成 2 1 年 9 月 2 9 日に開催した企画専門調査会第 3 1 回会合及び 1 2 月 1 7 日に開催した企画専門調査会第 3 2 回会合において審議した結果は別添のとおりですので報告します。

＜審議の経過＞

2009年 9月29日

2009年12月17日

2010年 2月 3日

第31回企画専門調査会

第32回企画専門調査会

企画専門調査会座長から

食品安全委員会委員長へ報告

＜食品安全委員会委員＞

委員長 小泉 直子

委員長代理 見上 彪

長尾 拓

野村 一正

畑江 敬子

廣瀬 雅雄

村田 容常

＜食品安全委員会企画専門調査会専門委員＞

(2009年9月30日まで)

座 長 早川 堯夫

座長代理 清水 英佑

伊藤 正史

内田 健夫

生出 泉太郎

河合 義雄

近藤 信雄

佐々木 珠美

武見 ゆかり

谷口 正代

西脇 徹

橋本 由子

福代 俊子

宗像 道子

山根 香織

渡邊 治雄

(2009年10月1日から)

座 長 早川 堯夫

座長代理 清水 英佑

阿南 久

今井 久美子

内田 健夫

江森 孝至

生出 泉太郎

河合 義雄

酒井 淳一

迫 和子

佐々木 珠美

壺井 和子

局 博一

宗像 道子

山崎 初美

山田 祥男

山根 香織

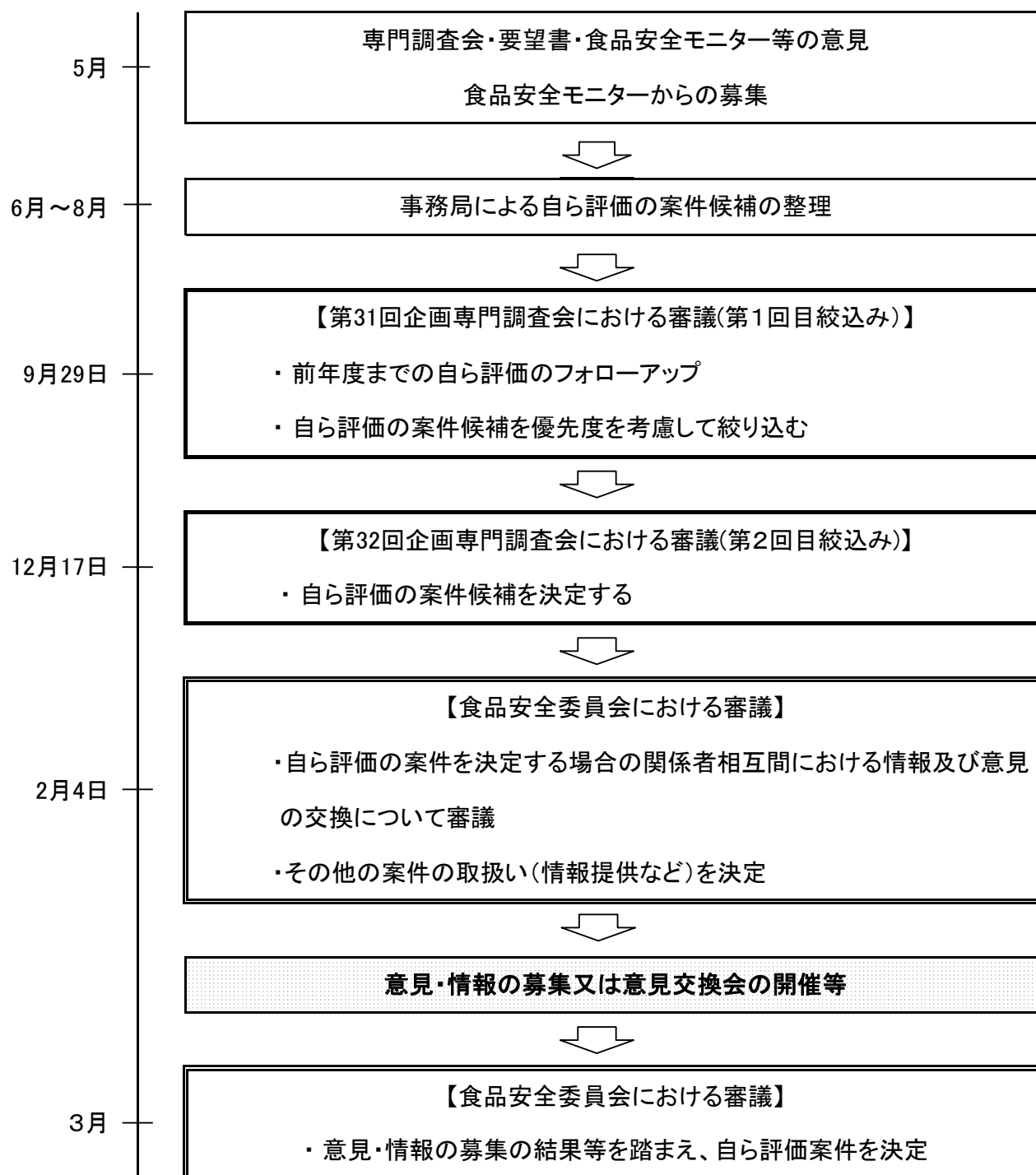
渡邊 治雄

＜平成21年度＞食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する企画専門調査会における審議結果について

番号	評価課題／危害要因	検討結果	審議の経緯
1	カフェイン	情報収集及び情報提供（特に妊産婦や子供向け）を行う。	【第32回企画専門調査会会合】 ○企画専門調査会としての決定 平成21年度の自ら評価の案件候補としては見送るが、カフェイン強化食品による過剰摂取や妊産婦及び子供への影響が懸念されていることから、情報収集を行い、特に妊産婦や子供の摂取についての情報提供を行うべき。
2	アルミニウム	自ら評価の案件候補として食品安全委員会に報告する。	【第32回企画専門調査会会合】 ○企画専門調査会としての決定 摂取の実態把握、調査研究、情報収集及び評価に必要な毒性等の所見、知見及びデータが不足しているが、まず、それらの収集・蓄積から始めることとし、自ら評価の案件候補として委員会に報告すべきである。 ○主な意見 ・ 理由・データが十分でないので、自ら評価案件として決定するに当たっては、国民の不安をあおることのないよう、取り上げた理由や目指す方向について丁寧に説明をすることが必要である。 ・ 摂取するソースが多様であるため具体的な出口設定が難しいと思うが、例えば、添加物について海外で検討が始まっていることを踏まえ、現在の基準について再検証するといった切り口もあるのではないか。 ・ 国際機関での基準の変更を踏まえ、最新の情報を加えて委員会が科学的評価を行い、これにより国民の不安感を払拭すべき。 ・ 自ら評価案件とすることにより却って消費者の不安感をあおることになるおそれがある上に、国際機関による評価を待っている状況にあり、暴露の実態、毒性、健康被害等に関するデータも少ないため、国際機関の評価結果やデータを集めた上で評価を行うべき。

3	トランス脂肪酸	自ら評価の案件候補として食品安全委員会に報告する。	【第32回企画専門調査会会合】 ○企画専門調査会としての決定 食生活の変化により若年層の摂取が増えていると考えられることから、自ら評価の案件候補として委員会に報告すべきである。 ○主な意見 ・ 若年層や女性の食生活を勘案すると、将来的に大きな問題になる可能性があることから、評価を行うべき。 ・ 民間企業もあいまいな不安感から低減の取組を行っている面があるため、評価を行ってリスクをきちんと把握することは民間企業にとってもメリットがある。 ・ 特にハイリスク群（高脂血症や成人病の人）にどのような悪影響があるかも含めた評価を行うべき。
4	シガテラ毒	見送る。	【第32回企画専門調査会会合】 ○企画専門調査会としての決定 現在実施中の研究事業の結果を踏まえて、評価の必要性を検討するべきであることから、平成21年度の自ら評価の案件候補としては見送ることとした。

平成21年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)



※ 企画専門調査会における審議後、必要に応じ、事務局においてリスク管理機関等の関係者への説明や評価サイド(専門調査会を含む。)の考え方の整理を行う。

※ 自ら評価の案件を決定する場合の関係者相互間における情報及び意見の交換については、案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を検討する。